資料1

現行計画と計画改定原案の比較

	現行計画	計画改定原案
計画期間	平成29年度～令和3年度（5年間）	**令和4年度～令和6年度（3年間）**
目的	新潟県における「食の安全・安心」を推進すること	**県民が安全で安心できる食生活を享受でき、安全で安心できる食品を消費者に提供できる新潟県を築くこと** ※条例第1条の目的と整合させる。
成果指標	新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う県内外の住民の割合	同左
目標	増加させる	**県内8割以上、首都圏7割以上を確保する**
重点取組	HACCP（ﾊｻｯﾌﾟ）の推進	**食品衛生法改正に伴う食品営業者全体の自主衛生管理の向上**

施策体系

	（13施策）	（統合により10施策に再編）
視点1 見える安全（食の安全確保）	①安全で安心な農作物等の提供の推進	❶安全で安心**できる**農作物等の提供の推進
	②安全で安心な畜産物の提供の推進	❷安全で安心**できる**畜産物の提供の推進
	③安全で安心な水産物の提供の推進	❸安全で安心**できる**水産物の提供の推進
	④安全で安心な加工食品の提供の推進	❹安全で安心**できる**加工食品の提供の推進
	⑤添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底	
	⑥食品等の放射性物質検査の実施	
	⑦食品等の適正な表示の徹底	❺食品等の適正な表示の徹底
	⑧危機管理体制の整備	❻危機管理体制の整備
視点2 知る安心（消費者の信頼確保）	⑨県からの情報発信の強化	❼県**及び食品関連事業者**からの情報発信の**推進**
	⑩食品関連事業者から消費者への情報提供の推進	
	⑪消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進	❽消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進
	⑫食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進	❾食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進
	⑬食の安全・安心に係る人材の育成	❿食の安全・安心に係る人材の育成

食品衛生法改正に伴う主な追加事項

- ・原則全ての営業者にHACCPに沿った衛生管理を導入
- ・全ての営業者を把握するため、保健所への届出制度の創設
- ・県境をまたぐ広域的な食中毒発生時の国及び関係自治体との相互連携
- ・全国統一の食品の自主回収報告制度による回収情報の公開
- ・食品衛生協会の指導員を対象としたHACCPの普及を担う人材育成の支援